

新潟市在宅医療・介護連携推進協議会開催要綱

(目的)

第1条 疾病等を抱えても住み慣れた地域で安心して暮らし続けたいという市民の希望を叶え、看取りまで切れ目のない医療サービスを提供するため在宅医療と介護の連携を進め、もって、高齢者の保健福祉の増進と本市の地域包括ケアシステムの構築に資することを目的として新潟市在宅医療・介護連携推進協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 在宅医療・介護連携の推進に係る施策に関すること
- (2) その他、在宅医療・介護の連携のために必要と認められること

(委員構成)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、医療関係者、介護事業関係者その他市長が適当と認める者から市長が選任する。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 通算の在任期間は6年を超えて再任することはできない。ただし、所掌事務に密接な関連を有する団体からの推薦により選任している者又はこれに準ずると認められる者、もしくは専門知識、経歴等に照らし、他の者に替えがたいと認められる者である場合は、この限りでない。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会の進行を行う。
- 3 副会長は、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要の都度市長が召集する。

- 2 市長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の出席を求め、その意見又は説明

を聞くことができる。

- 3 協議会の会議は、公開とする。ただし、新潟市情報公開条例第6条各号に定める非公開情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合、もしくは会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、非公開とすることができる。

(分科会)

第6条 協議会は、専門の事項を協議等するため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会に属する委員は、市長が指名する。

(委員の代理)

第7条 市長は、委員がやむを得ない事情により会議に出席することができないときは、その代理の者（以下「代理者」という。）を出席させることができる。

- 2 代理者は、委員と同一の機関又は団体に属する者で、当該委員が指名するものとする。
- 3 代理者が会議に出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

(事務局)

第8条 協議会の庶務は、保健衛生部地域医療推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。